

# 昭和町排水設備計画確認申請等の注意

排水設備指定工事店 各位

昭和町下水道課

以下に、昭和町内の排水設備計画の申請及び施工にあたり、昭和町下水道排水設備指定工事店（以下、「指定工事店」）の遵守すべき事項を抜粋いたしますので、御参考ください。

特に、工事を行う際は必ず「排水設備計画確認申請」を行い、計画内容の確認を受けた後、施工してください。計画確認を受けずに施工すること（事前着工）及び非指定店の下水道工事は、厳に避けてください。（違反の場合、罰則の対象となります。） また、不適切な施工は、完了検査にてやり直しを指示しますので、適切かつ丁寧な施工に努めてください。

<排水設備計画確認申請の流れ>

## ① 計画確認の申請

指定工事店は、排水設備工事に着手する**10日前迄**に、次の書類を提出し、計画内容の確認を申請してください。（施工規則第5条）

申請の際、検査手数料として1件あたり**2,000円**を徴します。（条例第19条）

なお、計画確認申請により、工事計画が関係法令等に適合するものであることの確認を受けなければ、工事に着手してはなりません。（条例第7条）

<input type="checkbox"/> 排水設備計画確認申請書（必須）	<input type="checkbox"/> 既設管使用承諾書（既設管使用の場合のみ）
<input type="checkbox"/> 排水設備等工事設計書（必須）	<input type="checkbox"/> 除害施設計画確認申請書（必要の場合のみ）
<input type="checkbox"/> 平面図（必須）	<input type="checkbox"/> グリストラップ等仕様書（上記申請に添付）
<input type="checkbox"/> 縦断面図（必須）	<input type="checkbox"/> その他、必要書類（助成金申請他）

## ② 計画確認通知の受理

下水道課では、計画確認申請を受けてから通常**1週間後**に計画確認通知を交付しますので、指定工事店は、排水設備計画確認通知を下水道課まで受取にお越しください。（条例第7条、施行規則第5条・第6条）

なお、計画内容に不備・法令違反等のある場合、計画の変更・中止等を指導し、改善された後、確認通知書を交付します。

## ③ 工事の着手

指定工事店は、工事に着手の**5日前迄**に、着手の届出を行ってください。（施行規則第8条）

排水設備等工事着手届（必須）

## ④ 工事の完了

指定工事店は、工事の完成した日から**5日以内**に、工事完了の届出を行ってください。

（条例第9条、施行規則第9条）

<input type="checkbox"/> 排水設備工事完了届（必須）	<input type="checkbox"/> 浄化槽使用廃止届出書（浄化槽廃止の場合）
<input type="checkbox"/> 公共下水道使用開始届（必須）	<input type="checkbox"/> 下水道排水設備工事に伴う屎尿汲取確認書
	<input type="checkbox"/> その他、必要書類（助成金実績報告他）

<罰則>

・次のいずれかに該当するものは、5万円以下の過料に処する。（町下水道条例第31条）

1. 確認を受けないで排水設備等の工事を実施した者
2. 昭和町排水設備等の指定店以外で排水設備等の工事を実施した者
3. 昭和町下水道条例に違反した使用者
4. 使用開始等の届出を怠った者

・浄化槽の使用廃止の日から30日以内に使用廃止の届出を行わなかった者、または虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。（浄化槽法第68条、平成17年5月20日改正）

・偽りその他不正な手段により手数料または占有料の徴収を逃れた者に対し、その徴収を逃れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。（条例第32条）

・正当な理由無く、条例、施行規則または昭和町下水道排水設備工事指定店規則に違反したとき、**指定工事店の指定を取り消す**。（指定店規則第15条）

※ **【外水道の取り扱い】**昭和町では、外水道などの設備として、受け構造（シンクがある等）を持つ外水道や外に洗濯機がある場合など汚水を排出する可能性がある設備がある場合には、下水道へ接続するように指導しております。申請時には、現地を要確認の上、計画し、施工をお願いします。（外流しなどは、使用しない時には、栓をするなど雨水が下水道管に流入しないように施工主様に指導をお願い致します。）

なお、不明な点は昭和町役場 下水道課までお問合せください。

055-275-8356